

商品概要説明書

2025年1月1日現在

商品名	野村Webローン
ご利用いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす個人のお客様</p> <ul style="list-style-type: none">●日本国内居住であること●お申込時に満18歳以上80歳未満であること●野村証券に保護預り口座を開設し、野村証券のオンラインサービスを契約していること●野村信託銀行(以下「当社」といいます)に普通預金(銀行代理店用)口座を開設していること●当社にメールアドレスが登録済みであること●野村証券で信用取引口座、ノムラFX(店頭外国為替証拠金取引)口座が未開設であること●野村証券で先物・オプション取引口座が未開設であること●野村証券が取扱う提携証券担保ローンが未契約であること●野村Webローンが未契約であること●その他当社所定の基準を満たすこと <p>なお、当社所定の審査によりご融資できない場合もございますのでご了承ください。</p>
お借入極度額	<p>50万円以上、5億円以下(10万円単位)。</p> <p>ただし、担保となる銘柄によっては、お借入極度額の上限が5,000万円となります。</p> <ul style="list-style-type: none">●お借入極度額は、担保の区分や種類に応じて計算した評価額の範囲内で設定・変更していただきます。●お借入極度額は、担保有価証券等の時価の変動等により、お客様が設定された額(利息の元本への加算のためにお借入極度額の自動引上げが行われた場合は引上げ後の額)を上限として、日々変動します。
適用金利と金利の変更	<p>お借入金の適用金利(年率)は、変動金利で、当社所定の利率といたします。</p> <p>適用金利の変更は、当社にて定める利率変更日に行います。</p> <p>なお、金利情勢の変化その他の事由により、適用金利を変更できるものとし、変更する場合は、インターネットバンキングの利用画面上に掲示することによりお客様にお知らせします。</p>
契約期間	<p>当初ご契約月から6ヶ月後の応当月の15日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日)を契約更新日とし、原則6ヶ月毎の自動更新とします。</p> <p>契約更新にあたっては、本ローン契約をお申込みいただけない事由に該当した場合など、契約更新をお断りする場合があります。</p>
ご契約、お借入の申込方法	<ul style="list-style-type: none">●インターネットバンキングの利用画面よりお申込みいただけます。●お借入は、お借入極度額の範囲内で、10万円以上1万円単位となります。●融資の実行は当社の審査終了後となるため、お借入の申込みから融資の実行までは所定の日数を要するほか、当社所定の審査により、ご融資をお断りする場合がありますのでご了承ください。

<p>担保適格有価証券等と評価基準</p>	<p>野村証券にお客様名義でお預入されている有価証券等のうち、当社が定める基準により選定した担保適格有価証券等について、掛目を設定します。</p> <p>担保適格有価証券等の種類により、掛目は以下のとおりとします。</p> <p>(1)国内上場株式、上場優先出資証券(株式累積投資等によって取得された単元未満株式を除く) ……時価の50%</p> <p>(2)日本国債、地方債、公社・公団債(政府保証債) ……時価の80%</p> <p>(3)円貨建社債(円貨建外債を除き、当社所定の格付基準を満たすもの) ……時価の60%</p> <p>(4)国内上場新株予約権付社債(CBなど) ……時価の60%</p> <p>(5)国内公募投資信託(野村MRF等の継続投資口の公社債投資信託、クローズド期間中の投資信託は除く) ……時価の60%</p> <p>(6)国内ETF、国内REIT(J-REIT)、国内ETN ……時価の50%</p> <p>(7)野村のラップ口座(野村ファンドラップ・野村SMA(エグゼクティブ・ラップ)) ……時価の60%</p> <p>(8)外国上場株式 ……時価の50%</p> <p>(9)外国債券 ……時価の60%</p> <p>(10)外国ETF ……時価の50%</p> <p>※外貨建て有価証券は、原通貨建ての時価に当社所定の外国為替レートを乗じた円換算された時価を用います。</p> <p>※当社の判断で個別銘柄について担保不適格とする場合があります。個別銘柄の担保適否についてのお問い合わせは、野村証券のお取引店またはバンキングサービスサポートダイヤルまでお願いします。</p> <p>※外国上場株式とは金融商品取引法第2条第1項第9号に定める株券(同項第17号に定めるものを含みます。)、外国債券とは同法第2条第1項第1号から第5号に定める有価証券(同項第17号に定めるものを含みます。)、外国ETFとは同法第2条第1項第10号に定める外国投資信託の受益証券または同法第2条第1項第11号に定める外国投資証券に該当するETFをいいます。</p> <p>※NISA口座にお預入の有価証券は、銘柄の如何にかかわらず、担保の対象となりません。</p>
<p>「野村のラップ口座」を担保とする際の留意事項</p>	<p>●「野村のラップ口座(野村ファンドラップ、野村SMA(エグゼクティブ・ラップ))」を野村Webローンの担保とする場合のお取扱いにつきましては、インターネットバンキングの利用画面で「《野村Webローン》野村ファンドラップ担保特約」および「野村Webローン『野村のラップ口座』担保のお取扱い」をご覧ください。</p> <p>●「野村のラップ口座」の担保設定はインターネットバンキングの利用画面よりお申込みいただけます。</p> <p>●「野村のラップ口座」の担保設定の手続きには、当社所定の日数がかかります。</p>
<p>外国証券を担保とする際の留意事項</p>	<p>●外国証券(外国上場株式、外国債券、外国ETFをいいます。以下同じ。)を野村Webローンの担保とする場合のお取扱いにつきましては、インターネットバンキングの利用画面で「《野村Webローン》外国証券担保にかかる特約」および「野村Webローン外国証券担保のお取扱い」をご覧ください。</p> <p>●外国証券の担保設定はインターネットバンキングの利用画面よりお申込みいただけます。</p> <p>●外国証券の担保設定の手続きには、当社所定の日数がかかります。</p> <p>●外国証券を担保とする場合には、当社との銀行取引によって現在および将来発生する一切の債権が被担保債権に含まれます。</p> <p>●外国証券を担保に設定している場合であっても、保護預り先である野村証券がお送りする「取引残高報告書」には、担保差入されている旨が表示されません。「外国証券」の担保設定状況につきましては、インターネットバンキングにログイン後のメニュー【ローン > 担保明細照会 > 担保明細】より、ご確認、ご参照</p>

	ください。
担保の区分とお借入極度上限額の算出方法	<p>担保となる有価証券等には「加算銘柄」(当社が別に定める一部の銘柄)と「通常銘柄」(「加算銘柄」以外の銘柄)の2つの区分を設けています。お借入極度上限額は、区分(「加算銘柄」「通常銘柄」)に応じて、以下の方法で算出された金額の合計額((1)と(2)の合計額、最大5億円まで)となります。なお、外国証券は「加算銘柄」として取り扱われることとなります。</p> <p>(1) 加算銘柄: 有価証券等の時価に、その種類に応じて定められた担保掛目を乗じた金額(担保評価額)の合計</p> <p>(2) 通常銘柄: 有価証券等の時価に、その種類に応じて定められた担保掛目を乗じた金額(担保評価額)の合計と、5,000万円のいずれか小さい金額</p>
担保充足率と担保有価証券等の売却	<ul style="list-style-type: none"> ●担保充足率は原則として、「担保評価額÷お借入残高」により算出します。 ●担保充足率の下落等によっては、新たなお借入ができない場合や、約款の定めにもとづき期限の利益を喪失し、当社において担保有価証券等を売却のうえ、お借入残高および経過利息の返済に充当する場合があります。なお、外国証券の場合には、当社所定の方法により売却代金を円貨に引き換え、お借入残高および経過利息の返済に充当されることとなります。 ●担保有価証券等の種類・銘柄等によっては、売却に制限がある場合や、売却完了までに相当の日数を要する場合があります、売却完了までの間、お借入残高に対する経過利息が発生する場合があります。 ●全ての担保有価証券等の売却代金がお借入元本および経過利息の総額に満たない場合には、不足額について直ちにご返済していただく場合があります。
利息の計算方法と支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ●利息は、毎日の最終残高について、付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算となり、契約更新日に、お借入金に組入れます(以下、「元加」といいます)。 <p>契約更新時において、利息の元加後の額がお借入極度額を上回ることとなる場合には、担保評価額の範囲内で、利息元加に要する額(10万円単位)まで自動的にお借入極度額(ただし、当社所定の金額を超えることはできません)を上げることができます(自動引上げをしないことをインターネットバンキングの利用画面上で選択している場合を除く)。元加を行えない場合、利息額をお客様の普通預金口座から引落とします。</p>
資金用途	<p>以下のご利用はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業性資金(独立・新規開業資金や運転資金、設備資金等を指し、個人が事業として行う場合の賃貸用不動産の取得等にかかる資金も含まれます) ・野村証券取扱の募集・売出し有価証券の購入資金並びに野村SMA・野村SMA信託・野村ファンドラップ・ラップ信託および保険商品の契約資金 ・その他、当社の判断により不相当と認めるもの
返済方法	<p>インターネットバンキングの利用画面より、随時ご返済いただけます。</p> <p>ご返済方法は、「元本一部返済」(1円単位での返済)か「全額(元利)一括返済」のいずれかをご指定ください(お利息額のみのご返済はできません)。</p>
金利情報	<p>インターネットバンキングの利用画面の金利照会に表示します。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●本ローンでは保証人は不要です。 ●お借入の申込みまたは返済に際して、手数料はかかりません。 ●本ローンでは、インターネットバンキングの利用画面の「メッセージボックス」または「ご登録済のメールアドレス」に、お借入に関する重要なお連絡をご通知させていただきます。ご確認のうえ、必要なお手続きを

おとりください。

●本ローンの詳細につきましては、「《野村Webローン》約款」および「ご利用ガイド」をご覧ください。

※当社が契約している指定紛争解決機関は、一般社団法人全国銀行協会です。

連絡先:全国銀行協会相談室

電話番号:0570-017109 または 03-5252-3772

所属銀行:野村信託銀行株式会社

代理店 :野村証券株式会社